



各 位

株式会社 大塚家具
代表取締役社長 大塚 久美子
(JASDAQ・コード番号 8186)
問い合わせ先
財務部長 青木 洋
電話 03-5530-5522

決算期の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年3月11日開催の取締役会において、決算期の変更及び定款の一部変更について、2019年3月31日開催予定の第48回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 決算期変更の理由

当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとしておりますが、事業の繁忙期と年度決算手続きの時期が重なる現状に鑑み、両業務の効率性とさらなる安全性を確保するため、決算期（事業年度の末日）を毎年12月31日から、毎年4月30日に変更いたします。

2. 決算期変更の内容

現在	毎年12月31日
変更後	毎年4月30日

※決算期変更の経過期間となる第49期は、2019年1月1日から2020年4月30日までの16ヶ月決算となる予定です。

3. 今後の見通し

今後の見通しにつきましては、2019年2月15日に公表した「2018年12月期決算短信」において2019年12月期の業績予想を未定としております。決算期変更の経過期間となる2020年4月期の業績予想につきましても、現時点では不確定な要素があるため、合理的な予想値の算定を行うことは困難であると判断し、未定とさせていただきます。業績予想の開示が可能となった時点で速やかに公表いたします。

4. 定款の一部変更

変更内容は次の通りです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更定款案
<p>(基準日)</p> <p>第 13 条 1. 当社は、毎年<u>12月31日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第 13 条 1. 当社は、毎年<u>4月30日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>
<p>(招集)</p> <p>第 14 条 定時株主総会は、毎年<u>3月</u>に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p>	<p>(招集)</p> <p>第 14 条 定時株主総会は、毎年<u>7月</u>に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p>
<p>(事業年度)</p> <p>第 40 条 当社の事業年度は、毎年<u>1月1日</u>から<u>12月31日</u>までとする。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第 45 条 当社の事業年度は、毎年<u>5月1日</u>から<u>翌年4月30日</u>までとする。</p>
<p>(期末配当金)</p> <p>第 41 条 当社は、株主総会の決議によって毎年<u>12月31日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p>	<p>(期末配当金)</p> <p>第 46 条 当社は、株主総会の決議によって毎年<u>4月30日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p>
<p>(中間配当金)</p> <p>第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>6月30日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p>	<p>(中間配当金)</p> <p>第 47 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>10月31日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p>
<p>附 則</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>附 則</p> <p>第 1 条 第 14 条 (招集) の規定の変更は、<u>2019年8月1日からその効力を生じる。なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。</u></p> <p>第 2 条 第 22 条 (取締役の任期) の規定に<u>かかわらず、2019年3月31日開催の定時株主総会で選任された取締役の任期は、2020年4月30日に終了する第49期事業年度に関する定</u></p>

現行定款	変更定款案
	<p><u>時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、第49期事業年度に関する定時株主総会終結の時にこれを削除する。</u></p>
(新 設)	<p><u>第 3 条 第45条(事業年度)の規定にかかわらず、第49期事業年度は、2019年1月1日から2020年4月30日までの1年4ヶ月間とする。なお、本附則は、第49期事業年度経過後にこれを削除する。</u></p>
(新 設)	<p><u>第 4 条 第13条(基準日)及び第46条(期末配当金)の規定の変更は、2019年5月1日からその効力を生じる。なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。</u></p>
(新 設)	<p><u>第 5 条 第47条(中間配当金)の規定にかかわらず、2019年1月1日から始まる第49期事業年度における当社の中間配当金の基準日は、2019年6月30日とする。なお、本附則は、第49期事業年度経過後にこれを削除する。</u></p>
(新 設)	<p><u>第 6 条 第43条(会計監査人の任期)の規定にかかわらず、2019年3月31日開催の定時株主総会で選任された会計監査人の任期は、2020年4月30日に終了する第49期事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、第49期事業年度に関する定時株主総会終結の時にこれを削除する。</u></p>

5. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 2019年3月31日
定款変更の効力発生予定日 2019年3月31日

以上